

福島原発事故 避難者裁判を支える会・えひめ ニュース

No. 1

2015年3月22日
〒790-0852
松山市石手2丁目9-21
TEL089-977-8155



2015. 3. 14 避難者裁判支援 報告懇談会 (石手寺安養閣)

2015年1月13日 第1回口頭弁論

(1/14毎日新聞より) - 部分 -

第1回口頭弁論が13日、松山地裁（西村欣也裁判長）であった。国と東電は請求棄却を求め、争う姿勢を見せた。

原告側からは、福島県南相馬市から家族で伊予市に避難している農業、渡部寛志さんが意見陳述した。渡部さんは、古里の田畑を失い、「食文化を再興したい」と手がけ始めていた淡水魚養殖の道も断たれたこと、帰郷時期を巡る妻との意見の不一致で苦しみ続けていることなどを吐露。「命以外のほとんどすべてのものを奪われ失った。あの地で思い描いていた夢や目標を追うことができなくなった」と訴えた。

東京電力福島原発事故で平穩な生活を奪われた福島県から愛媛県への避難者のうち、6世帯12人が2014年3月10日、東電と国に損害賠償を求めて松山地裁に提訴しました。今年3月末までに4世帯13人が追加で、第二次提訴を行います。これにより、県内合計10世帯25人の原告団となります。（原告

代表 渡部寛志さん）このうち、9世帯は、現時点では国による居住規制などがない地域からの自主避難者です。原告が受けた被曝や地域社会・家族分断などによる精神的苦痛、経済的被害などの損害のうち、現時点で算定困難な不動産損害や将来の健康被害を除外した上で、1人550万円の支払

いを求めています。1月13日に第1回口頭弁論、3月17日に第2回口頭弁論が行われました。同様の集団訴訟は、札幌、山形、仙台、福島、群馬、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、福岡などでも係争中で、合計9千人以上が原告となつて、国と東電の責任を追及しています。

福島原発事故県内避難者が、東電と国に賠償を求めて提訴しています



私は、避難者の方々と震災直後より交流を毎月重ねてきました。当初集まった方々は「東北弁で話せた」「同じ境遇の人と話せてよかった」などと安心の表情でしたが、次第に「避難の正当性」についての真剣な議論が始まります。故郷を失い、家や仕事や人間関係を失って、ある人は自分を「難民」と呼び、ゼロからの出発のなかで困難とたたかっています。どうか、避難者の方々の声に耳を傾け、心を寄せ、ご一緒に国と東電の責任を明らかにしていきましょう。苦しみを断ち、広げないために。ご協力をよろしくお願いいたします。

福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ
代表 加藤俊生（石手寺住職）



次号より、原告の方の意見陳述内容や、手記、現在の胸の内などを掲載可能な範囲で連載します。みなさんからもメッセージをお寄せください。裁判日程、交流会等のお知らせは、当面「伊方原発をとめる会」のホームページにてご案内します。<http://www.ikata-tomeru.jp/> <事務局員募集中>

避難者裁判を支える会からのお願い

福島原発からの放射能放出によって13万人の方々が家を離れて避難され、愛媛県にも200人が避難されていると推計されています。

その方々は、特に幼い子どもを連れられています。というのも放射能が発達時や出産に対して悪影響があるとされるからです。そして強制避難区域のみならず福島県を始めとして広範囲の住人やホットスポットといわれる地域の人々が避難しています。健康への被害を恐れてです。被害者の方は「他人事としないでください」と言われていますが、もしも、私たちが同じ立場にあっならどうしたでしょうか。

家族が離れ離れ。仕事を失うことや地縁、血縁を失うことを恐れてとどまる人。赤ちゃんの健康を案じて避難する人。そんな中で少くない家族が離婚などで崩壊しました。避難は容易ではありません。故郷を離れる、建てたばかりの家を捨てる、仕事が失われる。それだけではありません。「ふるさとを捨ててごめんね」「いつかは必ず帰るから」と心の中であやまったり、自問自答を繰り返しています。あなたならどうしたでしょうか。やはり避難したのではないのでしょうか。避難したことは正しかったということを確認したい、それが避難者の偽らざる気持ちです。

国は「毎年1ミリシーベルト以上の被曝を国民にはさせない」と決めていました。ならば、それに該当する地域やそれを恐れる人々が避難することは当然のことです。自分や子どもの命を救うためには、避難は義務でさえあるはずです。6ヶ月目の文集にこう書かれています。「避難者として暮らして数ヶ月。この頃、中東の人々で国を追われた難民や、そのキャンプを思い出す。他人事ではなくなっている自分にハッとす」「他人事としてではなく、我が事として考える努力だけでもしてほしい。福島の未来と子どもを救ってほしい」

どうか、支援の輪を広げてください。

支援の輪を広げてください！

年会費1口1,000円の会員を募集しています。団体は、できれば複数口での加入をお願いします。会費は、裁判費用、広報活動などに使います。

ニュースや裁判日程、報告会、学習会などのお知らせは、主にメールで送ります。

郵便振込も受付けています。 口座記号番号 101610-7-8080 加入者名 石手寺（支える会）

【よびかけ人】 奥田恭子、加藤啓市、川端善一郎、田淵紀子、垂水正和、富長泰行、中尾寛、西原一字、堀内英昭、松浦秀人、望月佳重子、八木和雄、和田幸

領 収 書

201 年 月 日

様

領収金額

福島原発事故
避難者裁判を支える会
松山市石手2丁目9-21

初年度会費として、領収しました。

加入申込書・会費領収控<事務局用>

201 年 月 日

お名前	Tel	口	預かり人
ご住所	〒		
メールアドレス		円	